

## 会津美里町有料広告の掲載に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、会津美里町公共物等有料広告掲載取扱要綱（平成20年会津美里町告示第47号。以下「要綱」という。）に基づき、広告の掲載ができる公共物等に掲載する有料広告の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格等)

第2条 要綱第5条及び第6条に規定する広告の規格、掲載位置、掲載料等は、別表のとおりとする。

(規制業種又は事業者)

第3条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこ
- (5) ギャンブルに係るもの
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (7) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- (8) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中の事業者（手続開始の決定を受けた事業者を除く。）
- (10) 暴力団又は暴力団構成員、その他これらに準ずる者
- (11) 各種法令に違反しているもの
- (12) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (13) 行政機関から指名停止、許可取り消し等の行政指導を受けている業者のもの
- (14) その他、社会問題を起こしている業種や事業者

(広告掲載の申込)

第4条 要綱第8条に規定する広告の申込みにおいて、掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は業務内容等を明らかにする書類等（会社案内、パンフレット等）を提出するものとする。また、掲載する原稿を電子データまたはイラストで提出するものとする。なお、広告掲載の申込期限は、別表のとおりとする。

2 前項において、広報あいづみさとへ申し込むことができる広告枠は、1申込

者について広報あいづみさと1号につき2枠までとする。なお、1申込者で2枠の広告を掲載するときは、2枠分の面積を合わせた1枠として掲載できるものとする。ただし、掲載料金は2枠分とする。

(広告掲載料の納付期限)

第5条 要綱第11条に規定する指定する期日は、当該広告掲載決定後14日以内とする。

(広告掲載料の還付)

第6条 要綱第14条に定める還付金の金額は、別表のとおりとする。

(庶務)

第7条 会津美里町有料広告の掲載に関する事務は、政策財政課が担当する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成24年9月1日から施行する。

(会津美里町ホームページにおけるバナー広告の掲載に関する基準の廃止)

2 会津美里町ホームページにおけるバナー広告の掲載に関する基準（平成21年1月15日制定）は、廃止する。

附 則

この基準は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年3月31日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条、第4条、第6条関係）

項目	広報あいづみさと	会津美里町ホームページ
規格	(1) 大きさ 縦 49 ミリメートル 横 86 ミリメートル (2) 色 フルカラー (CMYK)	(1) 大きさ 縦 95 ピクセル 横 190 ピクセル (2) 形式 G I F 又は J P E G (3) データ容量 20 メガバイト以下
掲載位置	表紙と最終ページを除く指定された位置	行政トップページで指定された位置
掲載枠数	8 枠以内	12 枠以内
掲載期間	広報紙 1 号単位とし、単年度内 (5 月号から 4 月号) における期 間、12 号までを限度として連続 して掲載可能	1 か月を単位とし、年度を越え ない 12 か月までを限度として 連続して掲載可能。ただし、掲載 開始日は月初日とする。
掲載料	広報紙 1 号 1 枠につき 5,000 円。 12 号連続の申し込みの場合は、1 枠につき 50,000 円。	1 か月 1 枠につき 5,000 円。 12 か月連続の申し込みの場合 は、1 枠につき 50,000 円。
申込期限	掲載を希望する月の広報あいづみさと発行日の 45 日前まで	掲載を希望する月の前月初日まで。
還付金の金額	広報紙 1 号 1 枠につき 5,000 円	日割計算により算出し、1 円未 満を切り捨てた額によるものと する。ただし、広告掲載ができな かった期間が連続して 24 時間 に満たないときは、日数に算入 しない。